

千葉大学医学部、薬学部及び看護学部専門職連携教育（IPE）推進委員会規程

（目的）

第1条 この規程は、千葉大学の医療系学部である医学部、薬学部及び看護学部が一体となっていく専門職連携教育（IPE：Interprofessional Education）の推進及び運営に関し協議するため設置する、医学部、薬学部及び看護学部専門職連携教育（IPE）推進委員会（以下「委員会」という。）に関して、必要な事項を定める。

（協議事項）

第2条 委員会は、専門職連携教育（以下「IPE」という。）に係る次の事項を協議する。

- 一 教育課程及び履修指導に関すること。
- 二 予算及び施設設備に関すること。
- 三 自己点検・評価に関すること。
- 四 学部間の調整に関すること。
- 五 その他委員会が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は次の者をもって組織する。

- 一 医学部、薬学部及び看護学部（以下「各学部」という。）の教務担当委員会委員長
 - 二 各学部から選出された教員各2名
 - 三 その他委員会が必要と認めた者
- 2 前項第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残留期間とする。
- 3 第1項第3号の委員の任期は委員会が別に定める。

（委員長及び副委員長）

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員長が指名（委員長が所属する学部以外の学部から各1名）する。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐するほか、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（委員以外の出席）

第5条 委員長は必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

（ワーキング・グループ）

第6条 委員会に、必要に応じワーキング・グループを置くことができる。

2 ワーキング・グループに関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第7条 委員会の事務は、医学部、薬学部及び看護学部事務部において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は平成19年4月1日から施行する。